

第 KEQ-0436894 号



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。
日本赤十字社は義援金を全額 100%
被災地にお届けしています。

受領証

アソビモ株式会社 様

東京都豊島区池袋 3-1-2 光文社ビル 5F

¥ 2,399,966-

但 平成 28 年熊本地震災害義援金として

上記のとおり受領いたしました。

平成 28 年 5 月 11 日

日本赤十字社

社長 近衛忠煇



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3438-1311

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

第 KEQ-0436849 号



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。

日本赤十字社は義援金を全額 100%

被災地にお届けしています。

受領証

アソビモ株式会社 様

東京都豊島区池袋 3-1-2 光文社ビル 5F

¥ 178,700-

但 平成 28 年熊本地震災害義援金として

上記のとおり受領いたしました。

平成 28 年 5 月 19 日

日本赤十字社

社長 近衛忠煇



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3438-1311

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。